

証券コード 7963
平成28年3月14日

株主の皆様へ

東京都千代田区四番町7番地
 **興研株式会社**
代表取締役社長 村川 勉

第53期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第53期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席いただけない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年3月28日（月曜日）午後5時10分までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年3月29日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区九段北四丁目2番25号
アルカディア市ヶ谷（私学会館）5階 穂高
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目的事項

報告事項

1. 第53期（平成27年1月1日から平成27年12月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算
書類監査結果報告の件
2. 第53期（平成27年1月1日から平成27年12月31日まで）
計算書類報告の件

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役8名選任の件
- 第4号議案 役員賞与支給の件
- 第5号議案 監査役の報酬額改定の件
- 第6号議案 取締役に対する株式報酬の額決定の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.koken-ltd.co.jp/ir/stock/meeting.html>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

第53期 事業報告

(平成27年1月1日から平成27年12月31日まで)

企業集団の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度（平成27年1月～12月）における我が国経済は、企業収益の回復や雇用・所得環境の改善が見られる一方で、中国をはじめとする新興国経済の減速等によって世界経済の下振れ傾向が顕れ、景気の先行き不透明感が高まりつつ推移しました。

このような経営環境の中、当期の重要課題であった「クリーン事業の確立」、「マスク関連事業の強化」に集中して取り組んだ結果、売上高は前連結会計年度に対し2億85百万円増の77億85百万円（前連結会計年度比3.8%増）となりました。

利益につきましては、オープンクリーンシステム「KOACH(コチ)」やマスク全般の販売増によって稼働率が向上し売上原価率が改善されたこと、並びに全社を挙げた業務の効率化を推進したことによって、営業利益5億26百万円（同42.1%増）、経常利益4億49百万円（同42.5%増）、当期純利益2億37百万円（同60.8%増）となり、それぞれ前連結会計年度実績を上回りました。

セグメント別の業績は以下のとおりです。

(マスク関連事業)

製造業向けを中心とした産業用の防じん・防毒マスクの販売は堅調に推移し、防衛予算の海空シフトに伴う防護マスクの減収分を補いました。特に電動ファン付き呼吸用保護具の国家検定化に対応して市場投入した「プレスリンク」シリーズは、その安全性と使いやすさが高く評価され、年初の発売開始から順調な滑り出しを見せました。加えて断熱材として広く使用されるリフラクトリーセラミックファイバー（RCF）が発がんのおそれのある物質として特定化学物質障害予防規則の措置対象物質に追加され、そのRCFを用いた設備の施工、補修、解体等の作業では電動ファン付き呼吸用保護具などの有効な呼吸用保護具の使用が義務付けられたことなどもあり、同製品の需要がさらに拡大しました。その結果、当事業の売上高は69億58百万円（同3.6%増）となりました。

(その他事業／環境関連事業等を含む)

オープンクリーンシステム「KOACH」は、国家プロジェクトである大型低温重力波望遠鏡施設KAGRA(かぐら)のほか、これまでの業種とは異なる大手自動車、重機、素材・化学メーカーなど、その採用先には拡がりが見られ、研究、製造両分野におけるリピート受注も増加しました。また「KOACH」とプッシュプル型換気装置「KOKENLAMINAR(コケンラミナー)」のハイブリッド機「LAMIKOACH(ラミコチ)」による発生源対策クリーン換気装置という新たな市場も加わり、売上高は前連結会計年度に比べ80%の伸びを示しました。その結果、当事業の売上高は前連結会計年度実績を上回る8億27百万円(同5.5%増)となりました。

なお、11月に「KOACH」が「第6回ものづくり日本大賞内閣総理大臣賞」を受賞いたしましたことは、製品・技術の革新性及び社会的課題への対応力が高く評価されたものであり、今後の当事業分野の拡大につながるものと考えられます。

セグメント別売上高

区 分	第52期 (平成26年12月期)		第53期 (平成27年12月期)		前連結会計年度比
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	
	千円	%	千円	%	千円
防 じ ん マ ス ク	3,701,716	49.3	3,787,706	48.7	85,989
防 毒 マ ス ク	2,089,613	27.9	2,008,027	25.8	△81,585
防じんマスク・防毒マスク 関連その他製品	924,926	12.3	1,162,822	14.9	237,895
マスク関連事業計	6,716,257	89.5	6,958,556	89.4	242,299
そ の 他 事 業	784,473	10.5	827,417	10.6	42,943
合 計 (上記のうち輸出分)	7,500,731 (146,242)	100.0 (2.0)	7,785,973 (135,983)	100.0 (1.7)	285,242 (△10,258)

② 海外生産子会社「SIAM KOKEN LTD.」の状況

使い捨て式防じんマスクの米国検定等を取得し、平成27年6月より生産を開始いたしました。その後も海外生産拠点として順調な操業を続けております。

③ 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額（無形固定資産を含む）は12億85百万円で、その主たるものは次のとおりであります。

- 埼玉県飯能市土地 10億25百万円

④ 資金調達の状況

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行5行と限度額31億円の当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。

(2) 財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第50期 平成24年 12月期	第51期 平成25年 12月期	第52期 平成26年 12月期	第53期 (当連結会計年度) 平成27年 12月期
売 上 高(千円)	—	—	7,500,731	7,785,973
当 期 純 利 益(千円)	—	—	147,816	237,677
1株当たり当期純利益	—	—	29円22銭	46円84銭
純 資 産(千円)	—	—	8,775,028	8,891,395
総 資 産(千円)	—	—	15,552,696	16,294,705
1株当たり純資産額	—	—	1,720円40銭	1,739円64銭

- (注) 1. 当社は、第52期連結会計年度より連結計算書類を作成しております。
2. 1株当たり当期純利益は自己株式を控除した期中平均発行済株式総数で当期純利益を除いたものであります。また、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数から自己株式を控除して計算しております。

②当社の財産及び損益の状況

区 分	第50期 平成24年12月期	第51期 平成25年12月期	第52期 平成26年12月期	第53期 (当事業年度) 平成27年12月期
売 上 高(千円)	8,329,921	7,476,448	7,500,731	7,785,973
当 期 純 利 益(千円)	384,930	229,368	183,158	304,855
1株当たり当期純利益	76円7銭	45円45銭	36円21銭	60円8銭
純 資 産(千円)	8,647,479	8,679,298	8,785,548	8,975,998
総 資 産(千円)	15,966,154	15,465,283	15,559,682	16,385,434
1株当たり純資産額	1,703円16銭	1,713円23銭	1,722円48銭	1,756円31銭

- (注) 1株当たり当期純利益は自己株式を控除した期中平均発行済株式総数で当期純利益を除いたものであります。また、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数から自己株式を控除して計算しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当する事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
SIAM KOKEN LTD.	150,000千円	100.00%	使い捨て式 防じんマスクの 製造・販売

(4) 対処すべき課題

いつの時代にも人類が求めてやまないものは、“安全”と“健康”、そして“環境の豊かさ”です。当社グループは、一貫してその変わらぬ価値を追求し既に産業用マスクではトップメーカーとして揺るぎない地位を確立しておりますが、その地位に甘んじることなく、さらなる業容の拡大、成長を図って参ります。

その実現のために『クリーン、ヘルス、セーフティ』という3つの分野に対し、当社独自技術をもとにこれまで“世の中になかった製品”を開発、販売することで、新しい市場を創造し、企業としての発展、成長を目指します。

<クリーン> クリーン分野における標準技術となることを目指します

オープンクリーンシステム「KOACH」は、全く世界になかった概念でスーパークリーンを作り出す画期的な製品です。

誰でも普通の部屋に設置するだけでスーパークリーンを実現できるこの技術は、「日刊工業新聞十大新製品賞本賞」、「機械工業デザイン賞 最優秀賞（経済産業大臣賞）」に続き、平成27年には、その独創性、革新性、デザイン性、省エネルギー性、レジリエンス性などがものづくりに携わる様々な機関から高い評価を得て、「優秀省エネルギー機器表彰 日本機械工業連合会会長賞」、「ジャパン・レジリエンス・アワード最優秀レジリエンス賞」、「ものづくり日本大賞内閣総理大臣賞」を相次いで受賞しています。

当社グループは、「KOACH」が作り出すスーパークリーン（最高水準の清浄度）とアクチュアルクリーン（実際の作業時の清浄度）でクリーンの市場を革新しようとしています。

<ヘルス> 課題の解決と新事業の展開を図ります

全自動内視鏡洗浄消毒装置「鏡内侍」は、使用されたほぼ100%の医療機関で、二度と手離せない機器とのご満足を頂いております。こうした高い評価を後ろ楯とした営業を継続し普及拡大を図ります。

使い捨て式マスク「ハイラック」シリーズは、その感染対策の性能の高さが認められ、全国の7割の保健所、5割の感染症指定医療機関で採用されています。また同シリーズの販売拡大を図るため、一般消費者用の「ハイラックNeo」・「ハイラックKIDS」シリーズの販売を行っています。そしてエボラ出血熱や新型インフルエンザなどのパンデミック時の感染拡大防止として不可欠な感染者の隔離を、個人単位で可能とする感染症患者専用タイプ「うっさんぞ」の周知と備蓄の推奨をマスクメーカーの使命として今後も続けて参ります。

高い抗菌作用、防カビ性、抗ウイルス性を持ち合わせながら、生体安全性が高く、環境にも優しい銅系抗菌剤「イマディーズ®」を開発しました。今後はその特長を生かせる分野を模索しながら、新しい事業として展開を図って参ります。

本事業は様々な課題が沢山残っている分野ですが、挑戦し続けることで、大きな柱に育てて参ります。

<セーフティ> マスクのさらなる普及を目指します

呼吸器系疾病から身を守るマスクとして、顔とのフィットの重要性を訴える啓発活動を10年以上にわたって続けております。シリコーン面体マスク、フィットチェッカー内蔵マスク、FFリップ付き使い捨て式マスク等々、フィット性に優れた製品を普及させるために、これまで34万人を超える方々にマスクのフィッティングテストを実施しています。全国の方々に「マスクはフィットしていなければ、全く役に立たない」ことを認知して頂くための本活動をこれからも続けて参ります。

当社グループが世界で初めて開発した呼吸追随形の電動ファン付き呼吸用保護具「ブレスリンクブローママスク」は、その安全性や快適性の高さから、“理想のマスク”、“究極のマスク”と呼ばれています。着用者の安全性の確保や作業負担の軽減をより高いレベルで実現可能とする同製品のより一層の普及に努めます。

鳥インフルエンザ、エボラ出血熱、火山噴火、地震などによるパンデミックやエマージェンシー対策としてのマスクの必要性を関係機関に訴え、備蓄、装着訓練の実施を推奨しています。産業用マスクの国内トップメーカーという地位を、より強固なものにするともに、不測の事態を想定したマスクの普及を図って参ります。

(5) 主要な事業内容（平成27年12月31日現在）

当社グループは、防じんマスク、防毒マスクなどの労働安全衛生保護具及び環境関連機器・設備の製造、販売を行っております。

(6) 主要な事業所及び工場（平成27年12月31日現在）

① 当社

本社	東京都千代田区四番町7番地
狭山テクノヤード	埼玉県狭山市広瀬台2-15-33
群馬テクノヤード	群馬県みどり市笠懸町久宮381-1
所沢テクノヤード	埼玉県所沢市城858-1
中井テクノヤード	神奈川県足柄上郡中井町井ノ口2442-12
嵐山テクノヤード	埼玉県比企郡嵐山町花見台3-3
飯能研究所	埼玉県飯能市川寺568
埼玉配送センター	埼玉県比企郡嵐山町花見台3-3

② 連結子会社

SIAM KOKEN LTD. タイ王国チョンブリ県

(7) 従業員の状況（平成27年12月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数 265名（前連結会計年度比40名増）

- (注) 1. 同一の従業員が複数の事業に従事しているため、セグメントに関連付けての記載は行っておりません。
2. 従業員数が前連結会計年度に比べて40名増加しましたのは、連結子会社SIAM KOKEN LTD. の本格稼働に伴うものです。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
215名	1名減	40歳3ヶ月	15年5ヶ月

(注) 従業員数には、嘱託・パートの176名は含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況（平成27年12月31日現在）

借入先	借入残高
	千円
株式会社みずほ銀行	2,672,000
株式会社りそな銀行	1,575,500
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,027,000
株式会社日本政策投資銀行	511,000

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

(10) 株式の状況（平成27年12月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 20,000,000株
- ② 発行済株式の総数 5,104,003株
(自己株式27,747株を含む)
- ③ 株主数 2,778名
(前事業年度末比47名減)
- ④ 単元株式数 100株
- ⑤ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	株	%
酒井眞一	656,000	12.92
酒井宏之	624,400	12.30
公益財団法人酒井CHS振興財団	400,000	7.88
株式会社りそな銀行	244,300	4.81
酒井香織	229,600	4.52
酒井理絵	229,600	4.52
株式会社みずほ銀行	227,900	4.49
久保井美帆	226,000	4.45
酒井春名	226,000	4.45
酒井建物株式会社	166,160	3.27

(注) 持株比率は自己株式（27,747株）を控除して計算しております。

(11) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成27年12月31日現在）

発行決議の日		平成25年3月27日	
新株予約権の数		300個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 30,000株 (新株予約権1個につき100株)	
新株予約権の払込金額		金銭の払込みを要しないものとする。	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		1個当たり219,200円 (1株当たり2,192円)	
新株予約権の行使期間		平成27年4月1日から 平成30年3月31日まで	
新株予約権の行使の条件		(注)	
役員の保有状況	取締役	新株予約権の数	240個
		目的となる株式の数	24,000株
		保有者数	5名
	監査役	新株予約権の数	60個
		目的となる株式の数	6,000株
		保有者数	2名

- (注) 1. 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を保有している場合に限る。ただし、任期満了に伴う退任、定年退職その他正当な理由がある場合は、この限りではない。
2. 新株予約権の質入その他の処分及び相続は認めない。
3. その他の条件は、当該定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当する事項はありません。

(12) 会社役員の状態

① 取締役及び監査役の状態（平成27年12月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	酒井 眞 一	酒井建物株式会社 代表取締役
代表取締役社長	村 川 勉	技術本部担当
代表取締役副社長	堀 口 展 也	製造本部担当 SIAM KOKEN LTD. 取締役社長
専務取締役	村 松 光 二	マーケティング本部担当
専務取締役	田 中 文 和	営業本部担当
常務取締役	井 端 秀 明	管理本部担当
取締役	長 坂 利 明	経理部長
取締役相談役	酒 井 宏 之	
常勤監査役	小 山 悦 男	
常勤監査役	秋 山 俊 雄	
監査役	階 戸 照 雄	日本大学大学院総合社会情報研究科 研究科長・教授
監査役	白 日 光	さくら共同法律事務所 パートナー弁護士

(注) 1. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は、次のとおりであります。

ア. 就任

- ・井端秀明氏は、平成27年3月25日開催の第52期定時株主総会において、新たに取締役に選任され、就任いたしました。また、同株主総会終了後の取締役会において常務取締役に選定され、就任いたしました。

- ・秋山俊雄氏、階戸照雄氏、白 日光氏は、上記株主総会において、新たに監査役に選任され就任いたしました。また、秋山俊雄氏は、同株主総会終了後の監査役会において、常勤監査役に選定され、就任いたしました。

イ. 退任

- ・秋山俊雄氏は、上記株主総会終結の時をもって、取締役を辞任により退任いたしました。
 - ・下坂 正氏、江見 準氏、河合弘之氏は、上記株主総会終結の時をもって、監査役を任期満了により退任いたしました。
2. 監査役階戸照雄氏及び監査役白 日光氏は、社外監査役であり、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
 3. 常勤監査役小山悦男氏は、当社の経理部長を務めた長年にわたる経験と、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 監査役階戸照雄氏は、米国公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 5. 監査役白 日光氏は、弁護士として企業法務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額

(単位：千円)

区 分	員数	報酬等の額
取 締 役	9名	188,905
監 査 役 (うち社外監査役)	7名 (4名)	30,373 (9,236)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記の報酬等の総額には、以下のものが含まれております。
- ・平成28年3月29日開催の第53期定時株主総会において付議いたします、役員に対する賞与支給予定額、20,250千円（取締役8名に対し17,250千円、監査役4名に対し3,000千円（うち社外監査役2名に対し1,000千円））。
 - ・当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額32,800千円（取締役9名に対し29,900千円、監査役7名に対し2,900千円（うち社外監査役4名に対し800千円））。

- ・ストックオプションによる報酬額2,128千円（取締役6名に対し1,655千円、監査役4名に対し473千円（うち社外監査役2名に対し236千円））。

③ 社外役員に関する事項

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

監査役階戸照雄氏は、日本大学大学院総合社会情報研究科の研究科長・教授であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

監査役白日光氏は、さくら共同法律事務所のパートナー弁護士であります。当社はさくら共同法律事務所の他のパートナー弁護士と法律顧問に関する契約を締結しておりますが、同氏との取引関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

	活 動 状 況
監査役 階戸照雄	平成27年3月25日就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回中9回に出席し、また監査役会6回中5回に出席し、大学院教授としての幅広い知識と見識から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役 白日光	平成27年3月25日就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回すべてに出席し、また監査役会6回すべてに出席し、弁護士としての専門的な見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

ウ. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外監査役である階戸照雄氏及び白日光氏とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

エ. 社外取締役を置くことが相当でない理由

社外取締役の選任につきましては、独立した立場から経営への客観的な意見や監督を強化するためのその設置の有効性について十分に認識しており、社外取締役適任者の選定を行って参りました。しかしながら、経営への助言や客観的立場での意見を行うためには、当社の事業について深く理解し、また業界に関する知見を有した人物であり、かつ当社経営陣からの独立性が必要であると考えますが、現時点では、これらの要件を満たした適任者の選定までには至っておりません。仮に、適任でない人物を社外取締役として選任した場合には、迅速な意思決定を阻害する可能性があるため、性急に社外取締役を選任することは望ましくないと判断しております。

なお、コーポレート・ガバナンスの強化及び企業価値の向上のために、引き続き当社社外取締役として適任な人材の確保を検討して参ります。

(13) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

監査法人A&Aパートナーズ

② 報酬等の額

報酬等の額	22,500千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。

(14) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(業務の適正を確保するための体制の概要)

業務の適正を確保するための体制に関する取締役会決議の概要は以下のとおりです。
(最終改定日 平成27年8月7日)

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び子会社は、各部門及び子会社において諸規程が経営の実情に合致しているか常に点検し、諸規程の見直しを行うとともに、法令及び諸規程を遵守した業務執行の徹底と実施状況の監視を各部門長の重要な職務と位置付けています。また、コンプライアンス規程により業務の執行に当たり対応する法令及び社内諸規程の遵守に関するチェック、並びに役職員に対する教育・研修を実施しています。

当社及び子会社は、コンプライアンス違反行為の早期把握、早期是正を行う体制をとるものとし、当社においては、社内の内部通報体制として「KOKENコンプライアンスヘルプライン」を整備・運用しています。

当社及び子会社は、社会の一員として市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、全社一体で毅然とした態度をもって対応します。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社及び子会社は、文書管理規程及び機密情報管理規程に従って情報を保存・管理し、当該情報を職務の執行のために必要とする者に対して適切に開示する体制をとっています。

機密情報、個人情報そしてインサイダー情報などの漏洩のリスクに的確に対処するため、その教育や監査体制にも重点を置いた情報管理体制の整備、強化に努めます。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び子会社は、管理本部、マーケティング本部、営業本部、技術本部、製造本部が本部内の各部門及び子会社のリスクを統制すると同時にそれぞれが相互に牽制を行う体制をとっています。その業務執行状況については内部監査規程により業務監査を行い、また、特に製品に関しては品質保証監査によりチェックを実施します。その結果は社長に報告され、必要に応じ改善措置を講じる体制となっています。

当社及び子会社全体のリスク管理は内部統制担当役員が統括し、必要な規程の整備を推進するとともに、想定されるリスクの低減及び緊急事態への対応が可能なリスク管理体制の整備に努めます。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社及び子会社は、原則として毎月1回取締役会を開催し、経営上の重要事項の決定及び執行の監督を行います。

取締役、幹部社員、監査役で構成する幹部会議を毎月1回開催し、経営意思の伝達及び各部門及び子会社の業務遂行状況と問題点の把握、対応策の討議を行っています。

また、年度予算制度により、予算の執行は各部門及び子会社が立案した業務目標及び品質目標に基づく実行計画によって遂行し、目標の進捗・達成状況を定期的に社長に報告し、適宜、計画及び社内諸規程などのシステムの有効性についての確認を行って継続的な改善に努める体制をとっています。

なお、当社においては、会社意思決定機能と業務執行機能の分離による機能強化及び執行責任の明確化を図るために、執行役員制度を導入しています。

⑤ 当社並びに当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及び子会社は、「我社の理念」を企業集団全体で共有し、その実現に向け、企業集団全体のコンプライアンス体制及びリスク管理体制の構築に努め、必要な管理を行います。

当社は、海外子会社管理規程に定める事項についての報告を子会社に求め、子会社の意思決定及び業務執行の適正性及び効率性を確保します。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

当社は、監査役より監査事務の補助の求めがあった場合、使用人を監査役会補助スタッフとして配置するよう努めます。配置する使用人の任命については、取締役と監査役が協議して決定します。

⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役会補助スタッフとして使用人を配置した場合、その使用人に対する指揮命令権は監査役に属するものとします。また、当該使用人の人事考課は監査役が実施し、人事異動については、取締役と監査役が協議して決定します。

⑧ 監査役に報告をするための体制、及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社及び子会社の取締役及び使用人は、当社取締役会または幹部会議で業務執行状況及びリスクとなる問題点とその対応策について監査役に報告する体制となっています。

また、当社においては、前述の体制以外に内部通報制度「KOKENコンプライアンスヘルプライン」に常勤監査役への通報、相談の窓口を設けることにより、監査役への報告が可能な体制となっています。

これらの報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けることをコンプライアンス規程により禁止しています。

⑨ 監査役の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、その職務の執行について生じる費用の前払などの請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、当社は速やかに当該請求に応じるものとします。

⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は、監査役の監査が実効的に行われることを目的として、定期的に代表取締役と監査役との意見交換を行うための会議を開催しています。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

当事業年度における当社グループの業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりです。

① コンプライアンス体制及びリスク管理について

法令及び社内諸規程遵守のために、当事業年度は、内部監査として業務監査を4回、品質保証監査を18回、及び安全衛生監査、環境監査を随時行いました。教育、研修については、社内教育研修を通してその遵守を図っております。

損失の危険管理の体制としては、5本部の各本部長が、基本的に毎日ミーティングを実施し、リスク情報の共有を行っております。

社内諸規程については、適切に運用できる状態にするために、常に見直しを行っており、年に1度、全諸規程についてのレビューを行っております。

機密情報、個人情報、インサイダー情報の漏洩防止のために、文書管理規程、機密情報管理規程、個人情報管理規程、インサイダー取引防止規程を整備し、運用を行っております。さらに、マイナンバー取り扱い対応のために、マイナンバー情報管理規程を制定しました。また、情報漏洩リスクへの対処として、業務で使用する全パソコンについて定期的なチェックを行っております。

内部通報制度として「KOKENコンプライアンスヘルプライン」を整備、運用しております。

反社会的勢力対応として、必要に応じて取引先等の属性を確認し、契約書等には暴力団排除条項を導入しております。

② 取締役、監査役の職務執行について

当事業年度において取締役会を13回、幹部会議を11回開催しました。これらの会議には監査役も出席し、経営上の重要事項の決定及び執行の監督を実施しました。

監査役は取締役への監査報告会を開催し、意見交換を行っております。

(注) 本事業報告中の記載数字は、金額及び株式数については表示単位未満の端数を切り捨て、比率については四捨五入しております。

連結貸借対照表

(平成27年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	6,772,062	流動負債	3,656,479
現金及び預金	1,777,329	買掛金	222,612
受取手形及び売掛金	3,554,255	短期借入金	1,400,000
商品及び製品	461,943	1年内返済予定の長期借入金	1,259,000
仕掛品	302,936	リース債務	38,202
原材料及び貯蔵品	399,356	未払金	123,846
繰延税金資産	186,760	未払費用	164,718
その他	93,480	未払法人税等	130,816
貸倒引当金	△4,000	賞与引当金	174,000
固定資産	9,522,642	役員賞与引当金	20,250
有形固定資産	8,281,195	その他の他	123,031
建物及び構築物	1,416,813	固定負債	3,746,830
機械装置及び運搬具	717,044	長期借入金	3,156,500
土地	5,837,802	リース債務	67,616
リース資産	54,940	役員退職慰労引当金	504,000
建設仮勘定	123,864	資産除去債務	15,522
その他	130,729	その他	3,191
無形固定資産	86,910	負債合計	7,403,310
リース資産	43,487	純 資 産 の 部	
その他	43,422	株主資本	8,787,910
投資その他の資産	1,154,537	資本金	674,265
投資有価証券	85,477	資本剰余金	527,936
繰延税金資産	153,597	利益剰余金	7,626,629
役員に対する保険積立金	833,823	自己株式	△40,920
その他	85,639	その他の包括利益累計額	42,940
貸倒引当金	△4,000	その他有価証券評価差額金	16,671
資産合計	16,294,705	繰延ヘッジ損益	1,031
		為替換算調整勘定	25,238
		新株予約権	60,544
		純資産合計	8,891,395
		負債・純資産合計	16,294,705

連結損益計算書

(平成27年1月1日から
平成27年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		7,785,973
売上原価		4,241,028
売上総利益		3,544,945
販売費及び一般管理費		3,018,544
営業利益		526,400
営業外収益		
受取利息及び配当金	3,687	
受取手数料	8,605	
受取出向料	4,102	
その他の	10,352	26,747
営業外費用		
支払利息	54,606	
為替差損	18,120	
その他の	31,150	103,877
経常利益		449,270
特別損失		
固定資産除売却損	15	15
税金等調整前当期純利益		449,255
法人税、住民税及び事業税	183,000	
法人税等調整額	28,577	211,577
少数株主損益調整前当期純利益		237,677
当期純利益		237,677

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結株主資本等変動計算書

(平成27年1月1日から
平成27年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	674,265	527,936	7,525,364	△58,247	8,669,318
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△126,681		△126,681
当期純利益			237,677		237,677
ストックオプションの行使			△9,730	17,326	7,596
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	101,265	17,326	118,592
当連結会計年度期末残高	674,265	527,936	7,626,629	△40,920	8,787,910

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	その他の包括 利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	16,250	－	32,143	48,394	57,316	8,775,028
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△126,681
当期純利益						237,677
ストックオプションの行使						7,596
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	420	1,031	△6,905	△5,453	3,228	△2,225
連結会計年度中の変動額合計	420	1,031	△6,905	△5,453	3,228	116,366
当連結会計年度期末残高	16,671	1,031	25,238	42,940	60,544	8,891,395

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記事項

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称 SIAM KOKEN LTD.

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社SIAM KOKEN LTD.の決算日は9月30日であります。

連結計算書類の作成に当っては、同決算日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日前1か月の市場価格等の平均に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

② デリバティブ

時価法を採用しております。

招集
通知

事業
報告

計算
書類

監査
報告

株主
総会
参考
書類

③ たな卸資産

製品、仕掛品

総平均法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

商品、原材料

移動平均法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。また、在外連結子会社は定額法を採用していません。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 7～50年

機械及び装置 5～9年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

④ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社の資産・負債は在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、金利スワップについて特例処理の条件を充たしている場合には特例処理を、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合の為替予約については振当処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

A ヘッジ手段：金利スワップ

ヘッジ対象：借入金

B ヘッジ手段：為替予約

ヘッジ対象：外貨建債権・債務及び外貨建予定取引

③ ヘッジ方針

当社は、社内で定めたデリバティブ取引に関する管理規程に基づき取引を行い、為替変動リスク、金利変動リスクをヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

当社は、ヘッジ対象の相場変動又は、キャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。特例処理によっている金利スワップ及び、振当処理を行った為替予約については、有効性の評価を省略しております。

(6) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

連結貸借対照表に関する注記事項

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	8,592,735千円
(2) 担保に供している資産　有形固定資産	4,734,679千円

上記物件は、短期借入金1,400,000千円、1年内返済予定の長期借入金1,117,000千円、長期借入金2,852,500千円の担保に供しております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記事項

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

	当連結会計年度期首 株式数	当連結会計年度増加 株式数	当連結会計年度減少 株式数	当連結会計年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	5,104,003	—	—	5,104,003
合 計	5,104,003	—	—	5,104,003
自己株式				
普通株式	36,747	—	(注) 9,000	27,747
合 計	36,747	—	9,000	27,747

(注) 普通株式の自己株式の株式数減少9,000株は、ストックオプション制度における権利行使によるものであります。

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基 準 日	効力発生日
平成27年3月25日 定時株主総会	普通株式	126,681	25	平成26年12月31日	平成27年3月26日

② 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決 議 予 定	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基 準 日	効力発生日
平成28年3月29日 定時株主総会	普通株式	126,906	25	平成27年12月31日	平成28年3月30日

(3) 連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	平成25年3月27日 第50期定時株主総会決議分
目的となる株式の種類	普通株式
目的となる株式の数	128,000株
新株予約権の残高	1,280個

金融商品に関する注記事項

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、市場環境や長期、短期のバランスを勘案して、必要な資金を調達しております。また、資金運用は安全性の高い短期預金等で運用し、投機的な取引は行わない方針であります。また、デリバティブ取引について、金利変動リスク及び為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びに金融商品に係るリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行っております。

投資有価証券については、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、当該リスクに関しては、上場株式等については、四半期ごとに時価の把握を行い、非上場株式等については、定期的に財務状況等の把握を行っております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが2か月以内の支払期日であり、流動性リスクに晒されておりますが、当該リスクに関しては、手許流動性を一定レベルに維持することにより、流動性リスクを管理しております。

短期借入金、1年内返済予定の長期借入金、長期借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に運転資金と設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、流動性リスクに晒されておりますが、当該リスクに関しては、手許流動性を一定レベルに維持することにより、流動性リスクを管理しております。また、借入金については、金利の変動リスクに晒されているため、ヘッジの手段としてデリバティブ取引（金利スワップ）の利用を検討し必要に応じて実施しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性評価の方法等については、前述の「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記事項」に記載されている「4. (5) 重要なヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

外貨建債権・債務及び外貨建予定取引については、子会社との取引によるものであり、為替変動リスクにも晒されておりますが、当該取引についてのヘッジ手段として、デリバティブ取引（為替予約）の利用を検討し必要に応じて実施しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、経理規程等に従い、経理部が決裁責任者の承認を得て行っております。また、デリバティブ取引の契約先は、いずれも信用度の高い大手金融機関に限定しており、相手方の契約不履行によるいわゆる信用リスクは殆どないと判断しております。なお、デリバティブ取引は社内規程等に従い、リスクヘッジ目的以外のデリバティブ取引は行わない方針であります。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因も織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
① 現金及び預金	1,777,329	1,777,329	—
② 受取手形及び売掛金	3,554,255	3,554,255	—
③ 投資有価証券	59,415	59,415	—
資産計	5,391,000	5,391,000	—
① 買掛金	222,612	222,612	—
② 未払金	123,846	123,846	—
③ 短期借入金	1,400,000	1,400,000	—
④ 1年内返済予定の長期借入金	1,259,000	1,260,961	1,961
⑤ 未払法人税等	130,816	130,816	—
⑥ リース債務 (短期)	38,202	35,280	△2,922
⑦ 長期借入金	3,156,500	3,169,067	12,567
⑧ リース債務 (長期)	67,616	64,759	△2,856
負債計	6,398,595	6,407,344	8,749
デリバティブ取引(*)	1,540	1,540	—

(*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
資 産

①現金及び預金、②受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③投資有価証券

投資有価証券である株式の時価については、取引所の価格によっております。

負債

- ①買掛金、②未払金、③短期借入金、⑤未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- ④1年内返済予定の長期借入金、⑦長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

- ⑥リース債務（短期）、⑧リース債務（長期）

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規リース取引を行った場合に想定される料率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

- ・通貨関連

(単位：千円)

種類	契約額等	契約額のうち 1年超	時価（注）	評価損益
為替予約	106,327	—	107,867	1,540

(注) 時価の算定方法

為替予約取引は、為替予約契約を締結している取引銀行から提示された価格によっております。

- ・金利関連

(単位：千円)

種類	契約額等	契約額のうち 1年超	時価
金利スワップ	3,760,000	1,621,000	(注)

(注) 時価の算定方法

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式等	26,061

※非上場株式及び子会社株式については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積るなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしておりません。

金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,777,329	—	—	—
受取手形及び売掛金	3,554,255	—	—	—
合計	5,331,585	—	—	—

長期借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)
長期借入金	1,259,000	959,500	662,000	390,000	830,000
リース債務	38,202	31,157	23,544	12,779	134
合計	1,297,202	990,657	685,544	402,779	830,134

	5年超 (千円)
長期借入金	315,000
リース債務	—
合計	315,000

賃貸等不動産に関する注記事項

当社は、賃貸等不動産を所有しておりますが、賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため記載を省略しております。

1 株当たり情報に関する注記事項

1 株当たり純資産額	1,739円64銭
1 株当たり当期純利益	46円84銭

重要な後発事象に関する注記事項

該当事項はありません。

招集
通知

事業
報告

計算
書類

監査
報告

株主
総会
参考
書類

貸借対照表

(平成27年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	6,717,087	流動負債	3,662,606
現金及び預金	1,667,181	買掛金	246,749
受取手形	1,363,936	短期借入金	1,400,000
売掛金	2,190,319	1年内返済予定の長期借入金	1,259,000
商品及び製品	478,095	リース債	38,202
原材料及び貯蔵品	392,298	未払金	102,045
仕掛品	302,936	備関係未払金	18,557
前払費用	48,519	未払消費税等	155,652
繰延税金資産	186,760	未払法人税等	70,420
関係会社未収入金	79,741	未払法人口税	130,816
その他の金	11,298	預り金	46,582
貸倒引当金	△4,000	賞与引当金	174,000
固定資産	9,668,347	役員賞与引当金	20,250
有形固定資産	7,763,528	その他	327
建物	1,177,082	固定負債	3,746,830
構築物	15,401	長期借入金	3,156,500
機械及び装置	594,142	リース債	67,616
車両運搬具	0	役員退職慰労引当金	504,000
工具、器具及び備品	98,956	資産除去債	15,522
土地	5,765,781	その他	3,191
リース資産	54,940	負債合計	7,409,436
建設仮勘定	57,224	純資産の部	
無形固定資産	85,977	株主資本	8,897,751
特許権	25,441	資本金	674,265
電話加入権	9,423	資本剰余金	527,936
借地権	1,057	資本準備金	527,936
ソフトウェア資産	6,567	利益剰余金	7,736,470
リース資産	43,487	利益準備金	168,566
投資その他の資産	1,818,841	その他利益剰余金	7,567,904
投資有価証券	85,477	別途積立金	6,786,000
関係会社株式	472,087	圧縮記帳立金	24,609
関係会社長期貸付金	193,697	繰越利益剰余金	757,294
繰延税金資産	153,597	自己株式	△40,920
敷金及び保証金	80,784	評価・換算差額等	17,702
役員に対する保険積立金	833,823	その他有価証券評価差額金	16,671
その他の金	3,374	繰延ヘッジ損益	1,031
貸倒引当金	△4,000	新株予約権	60,544
資産合計	16,385,434	純資産合計	8,975,998
		負債・純資産合計	16,385,434

損益計算書

(平成27年1月1日から
平成27年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	7,785,973
売上原価	4,280,712
売上総利益	3,505,261
販売費及び一般管理費	2,940,960
営業利益	564,300
営業外収益	
受取利息	6,358
受取配当金	3,365
受取手数料	8,605
受取賃貸料	2,178
経営指導料	6,364
技術指導料	25,525
受取出向料	4,102
その他	6,331
営業外費用	
支払利息	55,475
為替差損	24,056
その他	31,150
経常利益	516,448
特別損失	
固定資産除売却損	15
税引前当期純利益	516,433
法人税、住民税及び事業税	183,000
法人税等調整額	28,577
当期純利益	304,855

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

株主資本等変動計算書

(平成27年1月1日から
平成27年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								自 己 株 主 資 本 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金 資 本 準 備 金	利 益 剰 余 金 利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 合 計	自 己 株	
				別 途 積 立 金	圧 縮 帳 簿 積 立 金	繰 越 利 剰 余 金			
当 期 首 残 高	674,265	527,936	168,566	6,786,000	24,568	588,892	7,568,027	△58,247	8,711,981
事 業 年 度 中 の 変 動 額									
圧縮記帳積立金の取崩					△1,173	1,173	—		—
実効税率変更による圧縮記帳積立金の調整額					1,214	△1,214	—		—
剰余金の配当						△126,681	△126,681		△126,681
当期純利益						304,855	304,855		304,855
ストックオプションの行使						△9,730	△9,730	17,326	7,596
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	41	168,401	168,443	17,326	185,770
当 期 末 残 高	674,265	527,936	168,566	6,786,000	24,609	757,294	7,736,470	△40,920	8,897,751

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 計		
当 期 首 残 高	16,250	—	16,250	57,316	8,785,548
事 業 年 度 中 の 変 動 額					
剰余金の配当					△126,681
当期純利益					304,855
ストックオプションの行使					7,596
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	420	1,031	1,451	3,228	4,679
事業年度中の変動額合計	420	1,031	1,451	3,228	190,449
当 期 末 残 高	16,671	1,031	17,702	60,544	8,975,998

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………決算日前1か月の市場価格等の平均に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

② デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ……………時価法

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品・仕掛品……………総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

商品・原材料……………移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

貯蔵品……………最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

招集
通知

事業
報告

計算
書類

監査
報告

株主
総会
参考
書類

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………	定率法
(リース資産を除く)	ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物 (建物附属設備を除く)については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 7年～50年 機械及び装置 9年
無形固定資産……………	定額法
(リース資産を除く)	なお、ソフトウェア(自社利用)については、社内における見込利用可能期間(5年)に基づいております。
長期前払費用……………	定額法
リース資産……………	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金……………	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金……………	従業員賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額に基づき計上しております。
役員退職慰労引当金……………	役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
役員賞与引当金……………	役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、金利スワップについて特例処理の条件を充たしている場合には特例処理を、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合の為替予約については振当処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

A ヘッジ手段：金利スワップ

ヘッジ対象：借入金

B ヘッジ手段：為替予約

ヘッジ対象：外貨建債権・債務及び外貨建予定取引

③ ヘッジ方針

当社は、社内で定めたデリバティブ取引に関する管理規程に基づき取引を行い、為替変動リスク、金利変動リスクをヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

当社は、ヘッジ対象の相場変動又は、キャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。特例処理によっている金利スワップ及び、振当処理を行った為替予約については、有効性の評価を省略しております。

(6) その他計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理……………消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

貸借対照表に関する注記事項

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	8,553,529千円
(2) 担保に供している資産　有形固定資産	4,734,679千円
上記物件は、短期借入金1,400,000千円、1年内返済予定の長期借入金1,117,000千円、長期借入金2,852,500千円の担保に供しております。	
(3) 受取手形裏書譲渡高	4,299千円

- (4) 期末日満期手形の処理は、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当決算期末日が金融機関の休日であったため、次の決算期末日満期手形が決算期末日残高に含まれております。

受取手形	101,161千円
裏書手形	744千円

- (5) 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行5行と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額及び コミットメントラインの総額	3,100,000千円
借入実行残高	1,400,000千円
差引額	1,700,000千円

- (6) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債務	25,615千円
--------	----------

損益計算書に関する注記事項

関係会社との取引高

営業取引による取引高	119,038千円
営業取引以外の取引高	34,578千円

株主資本等変動計算書に関する注記事項

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
自己株式				
普通株式	36,747	—	(注) 9,000	27,747
合計	36,747	—	9,000	27,747

- (注) 普通株式の自己株式の株式数減少9,000株は、ストックオプション制度における権利行使によるものであります。

税効果会計に関する注記事項

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

繰延税金資産	
役員退職慰労引当金	162,590
賞与引当金	57,524
貸倒引当金損金算入限度超過額	2,572
減損損失	9,811
在庫評価損	91,006
未払事業税	10,928
その他	68,626
繰延税金資産小計	403,060
評価性引当額	△42,514
繰延税金資産合計	360,546
繰延税金負債	
圧縮記帳積立金	11,740
その他	8,448
繰延税金負債合計	20,188
繰延税金資産の純額	340,357

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引き下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の35.6%から平成28年1月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については33.1%に、平成29年1月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については32.3%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は30,702千円減少し、法人税等調整額が31,573千円、その他有価証券評価差額金が831千円、繰延ヘッジ損益が39千円、それぞれ増加しております。

招集
通知

事業
報告

計算
書類

監査
報告

株主
総会
参考
書類

関連当事者との取引に関する注記事項

(1) 役員及び個人主要株主等

種 類	会 社 等 の 名 称	議 決 権 等 の 所 有 (被所有割合%)	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 容 容	取 引 金 額 (千 円)	科 目	期 末 残 高 (千 円)
主要株主 (個人) 及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	酒井建物株 (注) 3.	被所有 直接3.27%	本社ビルの賃借	賃料の支払等 (注) 1.	39,407 (注) 2.	未払金	1,544
						前払費用	2,272

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

賃借料の支払については、近隣の取引実勢に基づいて、2年に一度交渉の上賃借料金額を決定しております。

2. 上記の取引金額は、消費税等抜きで表示しております。

3. 当社の主要株主酒井眞一が議決権の50%、酒井宏之が議決権の50%を直接所有しております。

(2) 子会社及び関連会社等

種 類	会 社 等 の 名 称	議 決 権 等 の 所 有 (被所有割合%)	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 容 容	取 引 金 額 (千 円)	科 目	期 末 残 高 (千 円)
子会社	SIAM KOKEN LTD.	所有 直接100.00%	役務提供 契約の締結 資金の援助 役員の兼任	技術指導料の受取 (注) 1.	25,525 (注) 3.	その他 (流動資産)	1,365
				経営指導料の受取 (注) 1.	6,364 (注) 3.	その他 (流動資産)	408
				資金の貸付 (注) 2.	73,406 (注) 3.	関係会社 長期貸付金	193,697
				利息の受取 (注) 2.	2,689 (注) 3.	その他 (流動資産)	2,689

- (注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等
技術指導料の受取及び経営指導料の受取については、役務提供契約を基礎として決定しております。
2. 資金の貸付については、市場金利を勘案して合理的に利率を決定しております。
3. 上記の取引金額は、消費税等抜きで表示しております。

1 株当たり情報に関する注記事項

1 株当たり純資産額	1,756円31銭
1 株当たり当期純利益	60円08銭

重要な後発事象に関する注記事項

該当事項はありません。

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年2月22日

興 研 株 式 会 社
取締役会 御中

監 査 法 人 A&Aパートナーズ

指 定 社 員 公認会計士 坂 本 裕 子 (印)
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 寺 田 聡 司 (印)
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、興研株式会社の平成27年1月1日から平成27年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、興研株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年2月22日

興研株式会社
取締役会 御中

監査法人 A&Aパートナーズ

指定社員 公認会計士 坂本 裕子 (印)
業務執行社員
指定社員 公認会計士 寺田 聡司 (印)
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、興研株式会社の平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第53期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第53期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からの構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人A&Aパートナーズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人A&Aパートナーズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年2月25日

興研株式会社 監査役会

監査役(常勤)	小山悦男	印
監査役(常勤)	秋山俊雄	印
監査役	階戸照雄	印
監査役	白日光	印

(注) 監査役階戸照雄、監査役白日光は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして認識し、安定的な配当の維持及び向上を図ることを基本方針としております。

内部留保金につきましては、より一層の経営基盤強化のため、新技術・新製品の研究開発活動及び設備投資等に有効活用し、将来の継続的發展を図って参ります。

このような方針に基づき、当事業年度の剰余金の処分につきましては、当事業年度の業績、今後の事業展開の動向や収益・財務状況の推移を総合的に勘案いたしまして、期末配当及びその他剰余金の処分を以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金25円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は、126,906,400円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成28年3月30日といたしたいと存じます。

2. その他剰余金の処分に関する事項

- (1) 増加する剰余金の項目とその額
別途積立金 100,000,000円
- (2) 減少する剰余金の項目とその額
繰越利益剰余金 100,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は連結計算書類作成会社となったため、現行定款第16条の（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）につき、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および <u>連結計算書類</u> に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第3号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日) 所有する当社の株式の数	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)
1	さか い まさ かず 酒 井 眞 一 (昭和16年8月22日) 656,000株	昭和56年1月 当社代表取締役社長 平成15年3月 当社代表取締役会長（現任） 平成18年5月 社団法人日本保安用品協会（現、公益社団法人日本保安用品協会）会長 平成27年4月 一般財団法人酒井CHS振興財団（現、公益財団法人酒井CHS振興財団）評議員（現任） (重要な兼職の状況) 酒井建物株式会社 代表取締役
2	むら かわ つとむ 村 川 勉 (昭和41年1月8日) 7,700株	平成元年4月 当社入社 平成11年9月 当社品質保証室長 平成14年3月 当社所沢テクノヤード所長 平成20年3月 当社執行役員所沢テクノヤード所長兼海外ディビジョンマネージャー 平成22年3月 当社常務取締役技術本部担当兼海外ディビジョンマネージャー 平成25年7月 当社専務取締役技術本部担当兼海外ディビジョンマネージャー 平成26年1月 当社専務取締役技術本部担当 平成26年3月 代表取締役社長技術本部担当（現任） 平成27年4月 一般財団法人酒井CHS振興財団（現、公益財団法人酒井CHS振興財団）理事（現任）

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者番号	氏名 (生年月日) 所有する当社の株式の数	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)
3	ほりぐちのぶや 堀口展也 (昭和33年8月28日) 14,400株	昭和57年4月 当社入社 平成10年3月 当社安全衛生ディビジョンマネージャー 平成20年3月 当社執行役員安全衛生ディビジョンマネージャー 平成22年3月 当社常務取締役製造本部担当 平成24年11月 SIAM KOKEN LTD. 取締役社長(現任) 平成25年7月 当社専務取締役製造本部担当 平成26年3月 代表取締役副社長製造本部担当(現任) (重要な兼職の状況) SIAM KOKEN LTD. 取締役社長
4	むらまつみつじ 村松光二 (昭和31年2月21日) 13,300株	昭和53年4月 株式会社富士銀行(現、株式会社みずほ銀行) 入行 平成14年4月 株式会社みずほ銀行本郷通支店長 平成16年2月 同行大阪公務部長 平成18年2月 当社出向 平成18年3月 当社管理本部長 平成19年3月 当社入社 平成19年3月 当社常務取締役管理本部長 平成20年3月 当社常務取締役管理本部担当 平成26年3月 当社専務取締役管理本部担当兼マーケティング本部担当 平成27年3月 当社専務取締役マーケティング本部担当(現任)
5	たなかふみかず 田中文和 (昭和32年2月22日) 7,500株	昭和56年4月 当社入社 平成8年10月 当社ライフセーフティディビジョンマネージャー 平成15年10月 当社西日本ブロック部長 平成20年3月 当社執行役員西日本ブロック部長 平成20年4月 当社執行役員営業統括部長兼東日本第2ブロック部長 平成23年4月 当社執行役員営業本部副本部長兼営業統括部長 平成24年3月 当社常務取締役営業本部担当 平成26年3月 当社専務取締役営業本部担当(現任)

候補者番号	氏名 (生年月日) 所有する当社の株式の数	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)
6	い ばた ひで あき 井 端 秀 明 (昭和37年12月7日) 一株	昭和61年4月 株式会社富士銀行(現、株式会社みずほ銀行) 入行 平成18年5月 株式会社みずほ銀行上尾支店長 平成22年3月 同行支店業務第7部長 平成23年6月 同行東京中央支店長 平成26年6月 当社出向管理本部副本部長 平成27年3月 当社常務取締役管理本部担当(現任)
7	なが さか とし あき 長 坂 利 明 (昭和34年10月16日) 7,300株	昭和57年4月 当社入社 平成12年3月 当社所沢テクノヤード所長 平成14年3月 当社狭山テクノヤード所長 平成19年2月 当社コンプライアンス室長 平成20年3月 当社執行役員コンプライアンス室長 平成20年11月 当社執行役員コンプライアンス室長兼安全環境管理室長 平成21年8月 当社執行役員経理部長 平成26年3月 当社取締役経理部長(現任)
8	さか い ひろ ゆき 酒 井 宏 之 (昭和18年5月23日) 624,400株	昭和61年3月 当社常務取締役 平成4年3月 当社代表取締役専務取締役営業本部長 平成10年3月 当社代表取締役副社長営業本部長 平成15年3月 当社代表取締役社長 平成26年3月 当社取締役相談役(現任) 平成27年4月 一般財団法人酒井CHS振興財団(現、公益財団法人酒井CHS振興財団) 理事(現任)

- (注) 1. 取締役候補者酒井眞一氏は酒井建物株式会社の代表取締役を兼務し、当社と同社との間には本社ビル賃貸借等の取引関係があります。
2. その他の各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 会社法施行規則第74条の2に規定する社外取締役を置くことが相当でない理由につきましては、本招集ご通知16頁の事業報告「(12)会社役員 の状況」の③のエに記載しております。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

第4号議案 役員賞与支給の件

当事業年度の業績及び従来支給した役員賞与の額等を勘案し、当事業年度末時の取締役8名に対し、総額17,250千円、当事業年度末時の監査役4名に対し総額3,000千円（うち社外監査役2名に対し1,000千円）の役員賞与を支給いたしたいと存じます。

第5号議案 監査役の報酬額改定の件

当社の監査役の報酬額は、平成4年3月27日開催の第29期定時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただき今日に至っておりますが、その後24年が経過し、監査役の員数も増員となっていることに加え、経営環境の変化に伴う監査役の責務も増大し、また、経済情勢の変化など諸般の事情も考慮いたしまして、監査役の報酬額を年額40百万円以内と改めさせていただきたいと存じます。

なお、現在の監査役は4名であります。

第6号議案 取締役に対する株式報酬の額決定の件

1. 提案の理由

当社の取締役の報酬は、「基本報酬」、「賞与」、「ストックオプション」、及び「退職慰労金」により構成されていましたが、今般、新たに、取締役（社外取締役、監査役を除く。）に対する株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入するため、報酬等の額についてのご承認をお願いするものであります。

本制度の導入は、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。具体的には、平成24年3月27日開催の第49期定時株主総会にて決議いただいた取締役の報酬限度額（年額180,000千円以内）とは別枠で、新たな株式報酬を、平成28年12月末日で終了する事業年度から、当社の取締役に対して支給するため、報酬等の額についてのご承認をお願いするものであります。なお、本制度は、現行のストックオプション報酬制度に替わる役員報酬制度として導入するものです。本制度の詳細につきましては、下記2.の枠内で、取締役会にご一任いただきたいと思います。

なお、本制度の対象となる取締役の員数は、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、6名となります。

2. 本制度における報酬の額及び参考情報

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金員（その上限は下記（2）のとおり）を原資として当社株式が信託を通じて取得され、当社の取締役に対して、新たに定める役員株式給付規程に従って、当社株式が信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、当社の取締役が当社株式の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。

(2) 当社が拠出する金員の上限（報酬等の額）

当社は、平成28年12月末日で終了する事業年度から平成30年12月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下、当該3事業年度の期間、及び当該3事業年度の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」という。）及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、当初の対象期間に関して本制度に基づく取締役への交付を行うための株式の取得資金として、17,000千円を上限とする金員を拠出し、受益者要件を満たす取締役を受益者とする信託（以下、「本信託」という。）を設定します。

なお、当初の対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は各対象期間ごとに、17,000千円を上限として追加拠出を行います。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、当該追加拠出を行おうとする対象期間の直前の対象期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役が付与されたポイント数（ポイントについては、下記（4）参照）に相当する当社株式で、取締役に対する株式の給付が未了であるものを除く。）及び金員（以下、「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等は以後の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、残存株式等を勘案した上で、以後の対象期間における追加拠出金額を算出するものとします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示します。

（3）当社株式の取得方法

本信託による当社株式の取得は、取引所市場等を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施します。当初の対象期間における株式の取得の予定は次のとおりです。

当初信託設定日	: 平成28年6月1日（予定）
当初信託拠出額	: 17,000千円（予定）
当面取得する株式の数の上限	: 9,600株（予定）
当面取得する株式の対価の上限	: 17,000千円（予定）
上記株式を取得する時期	: 信託設定後原則として3か月以内

詳細につきましては、本議案のご承認をいただいた後、取締役会において決定の上、適時適切に開示いたします。

（4）取締役が付与される当社株式数の算定方法と給付される当社株式数の上限

取締役には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき、当該事業年度における役位に基づき定まる数のポイントを付与します。取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、3,200ポイントを上限といたします。

なお、取締役に付与されるポイントは、下記（5）の株式給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、本議案の承認後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、換算比率について合理的な調整を行います。）。

給付する株式の数の算定に当たり基準となる取締役のポイント数は、退任時まで当該取締役に付与されたポイントを累積した数に、退職事由別に設定された所定の係数（1以下とします。）を乗じて算出されます（以下、このようにして算出されたポイントを「確定ポイント数」といいます。）。

（5）株式給付時期

当社の取締役が退任し、所定の受益者確定手続きを行うことにより、当該取締役は、確定ポイント数に相当する当社株式について、本信託から給付を受けることができるものとします。

（6）本信託内の株式に係る議決権

本信託内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

以 上

（参考）本制度の詳細につきましては、次頁以降記載の当社平成28年2月25日付開示「株式給付信託（BBT）導入に関するお知らせ」をご参照ください。

【参考】平成28年2月25日開示「株式給付信託（BBT）導入に関するお知らせ」

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、当社の取締役に対する新たな株式報酬制度「株式給付信託（BBT）（＝Board Benefit Trust）」（以下、「本制度」といいます。）を導入することを決議し、本制度に関する議案を平成28年3月29日開催予定の第53期定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、本制度は、現行のストックオプション報酬制度に替わる役員報酬制度として導入するものです。

また、当社は、本制度の導入にあわせて、従業員を対象とした新たなインセンティブ・プラン「株式給付信託（J-ESOP）」についても、導入する予定です。当該インセンティブ・プランの導入時期やプランの内容等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

記

1. 導入目的

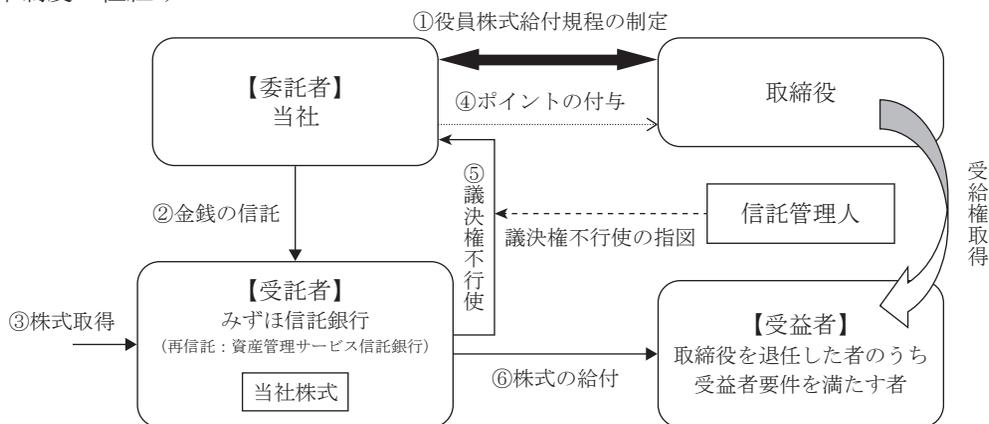
当社取締役会は、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的に継続した業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、本株主総会において役員報酬に関する株主皆様のご承認をいただくことを条件に本制度を導入することを決議いたしました。

2. 本制度の概要

（1）本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金員（その上限は下記（4）のとおり。）を原資として当社株式が信託を通じて取得され、当社の取締役に対して、新たに定める役員株式給付規程に従って、役位に基づき当社株式が信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、当社の取締役が当社株式の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時といたしません。

<本制度の仕組み>



- ①当社は、本株主総会において本制度について役員報酬の決議を得て、本株主総会で承認を受けた枠組みの範囲内において、役員株式給付規程を制定します。
- ②当社は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託します（以下、係る金銭信託により設定される信託を、「本信託」といいます。）。
- ③本信託は、②で信託された金銭を原資として、当社株式を取引市場等を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④当社は、役員株式給付規程に基づき取締役役にポイントを付与します。
- ⑤本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥本信託は、取締役を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした者（以下、「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。

(2) 本制度の対象者

当社取締役（社外取締役及び監査役は、本制度の対象外といたします。）

(3) 信託期間

平成28年6月1日（予定）から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続いたします。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）

(4) 信託金額及び取得株式数

本株主総会で、本制度の導入をご承認いただくことを条件として、当社は、下記(6)及び(7)に従って株式給付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の株式を本信託が一定期間分先行して取得するために必要となる資金を拠出し、本信託を設定します。本信託は、下記(5)のとおり、当社が拠出する資金を原資として、当社株式を取得します。

具体的には、当社は、上記(3)の信託期間の開始時に、平成28年12月末日で終了する事業年度から平成30年12月末日で終了する事業年度までの3事業年度(以下、当該3事業年度の期間、及び当該3事業年度の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。)及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、当初の対象期間に関して本制度に基づく取締役への交付を行うための株式の取得資金として17,000千円を上限とする金員を拠出し、受益者要件を満たす取締役を受益者とする信託を設定します。

なお、当初の対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は各対象期間ごとに17,000千円をそれぞれ上限として追加拠出を行います。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、当該追加拠出を行おうとする対象期間の直前の対象期間の末日に信託財産に残存する当社株式(取締役が付与されたポイント数(ポイント数については、下記(6)参照)に相当する当社株式で、取締役に対する株式の給付が未了であるものを除きます。)及び金銭(以下、「残存株式等」といいます。)があるときは、残存株式等は以後の対象期間における本制度に基づく給付の原資又は株式取得の原資に充当することとし、残存株式等を勘案した上で、以後の対象期間における追加拠出額を算出するものとします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示します。

(5) 当社株式の取得方法

本信託による当社株式の取得は、取引市場等を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により行う予定です。当初の対象期間における株式の取得の予定は次のとおりです。

当初信託設定日	:	平成28年6月1日(予定)
当初信託拠出額	:	17,000千円(予定)

当面取得する株式の数の上限 : 9,600株 (予定)
当面取得する株式の対価の上限 : 17,000千円 (予定)
上記株式を取得する時期 : 信託設定後原則として3か月以内
詳細につきましては、本議案のご承認をいただいた後、取締役会において決定の上、適時適切に開示いたします。

(6) 取締役が給付される当社株式数の算定方法と給付される当社株式数の上限

取締役には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき、役位に基づき定まる数のポイントが付与されます。取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は3,200ポイントを上限といたします。

なお、取締役に付与されるポイントは、下記(7)の株式給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます(ただし、本株主総会における株主の皆様による承認決議の後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、換算比率について合理的な調整を行います。)

給付する株式の数の算定に当たり基準となる取締役のポイント数は、退任時まで当該取締役に付与されたポイントを累積した数に、退職事由別に設定された所定の係数(1以下とします。)を乗じて算出されます(以下、このようにして算出されたポイントを「確定ポイント数」といいます。)

(7) 株式給付時期

当社の取締役が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役は、所定の受益者確定手続を行うことにより、上記(6)に記載の方法に従って定められる確定ポイント数に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けることができます。

(8) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

(9) 配当の取り扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金は、その時点で在任する対象役員に対し、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることになります。

(10) 信託終了時の取り扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、すべて当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記(9)により対象役員に交付される金銭を除いた残額が当社に交付されます。

【本信託の概要】

- ①名称：株式給付信託（BBT）
- ②委託者：当社
- ③受託者：みずほ信託銀行株式会社
- ④受益者：取締役を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- ⑤信託管理人：当社と利害関係のない第三者（弁護士又は公認会計士）
- ⑥信託の種類：金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- ⑦本信託契約の締結日：平成28年6月1日（予定）
- ⑧金銭を信託する日：平成28年6月1日（予定）
- ⑨信託の期間：平成28年6月1日（予定）から信託が終了するまで（特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。）

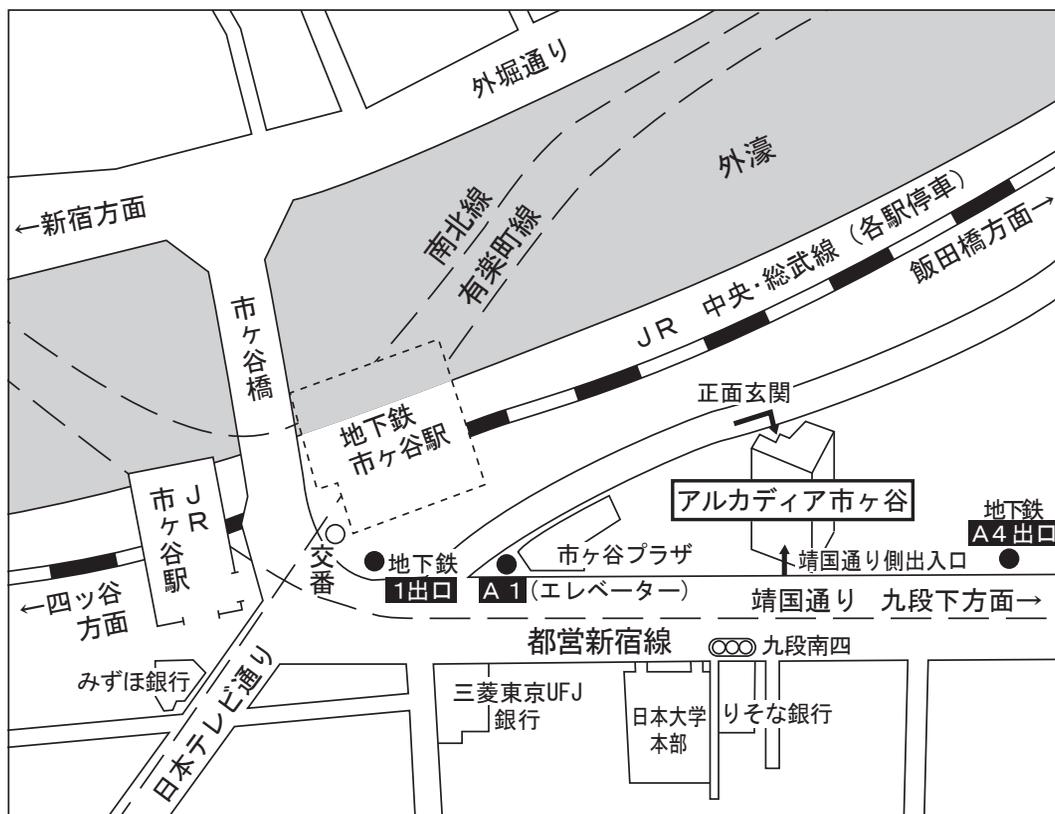
以 上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場ご案内図

会場 東京都千代田区九段北四丁目2番25号
アルカディア市ヶ谷(私学会館)5階 穂高
電話 (03) 3261-9921 (大代表)



交通 JR中央・総武線(各駅停車) 市ヶ谷駅より徒歩2分

東京メトロ有楽町線・南北線 市ヶ谷駅(1出口・A1エレベーター)より徒歩2分

都営地下鉄新宿線 市ヶ谷駅(1出口・A1エレベーター・A4出口)より徒歩2分